様式第１０－３号（第１６条関係）

**景観形成重点地区自己点検表（黒川地区）**

　※「申請内容」欄に、指導基準への対応について簡潔に記入してください。

①建築物の建築等・工作物の建設等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 規　模 | 全体 | ・里山の山並みへの眺望、ゆとりある集落景観に対して著しく突出した印象を与えないように、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 |  |  |
| 高さ | ・里山の山並みや、厨子（つし）二階建てなどが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。 |  |  |
| 形態・意匠 | 屋根 | ・屋根はおおむね３寸～５寸勾配とし、切妻又は入母屋形状となるように努める。ただし、茅葺屋根（鉄板葺き）の場合は、この限りでない。 |  |  |
| 外壁 | ・外壁は、地区の景観特性への調和に配慮し、漆喰等の自然素材を採用するように努める。 |  |  |
| 修繕 | ・良好な里山、集落景観の形成に寄与する建築物等の屋根、外壁等を修繕する際は、原則として現在の意匠を保全するため、同種の形態・意匠や素材等の採用を検討することで、現状の景観の保全に努める。 |  |  |
| 材料 | ・材料選定の際は、現状の景観保全に配慮するとともに、退色・損傷しにくく、耐候性のある外観材料の採用に努める。 |  |  |
| 色彩 | ・屋根、外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。<屋根>（イ）色相が赤系（Ｒ）・橙系（ＹＲ）の場合：明度6以下かつ彩度6以下（ロ）色相が黄系（Ｙ）の場合：明度6以下かつ彩度4以下（ハ）他の色相の場合：明度6以下かつ彩度2以下<外壁>（イ）色相が赤系（Ｒ）・橙系（ＹＲ）の場合、彩度6以下とする。（ロ）色相が黄系（Ｙ）の場合、彩度4以下とする。（ハ）他の色相の場合、彩度2以下とする。・外壁に漆喰を使用する場合は、景観の連続性に配慮し、周辺の建築物等の色彩に合わせた色味を採用する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 形態・意匠 | 屋外施設等 | ・給湯器、室外機等の設備機器等を屋外に設置する場合は、検討段階から建築物本体と調和したデザイン（ルーバー遮蔽等）となるように努める。 |  |  |
| ・配管類は機能性を確保した上で、できるだけ建築物の外部に露出しないように配慮する。 |  |  |
| 擁壁（法面）の外観 | ・土留めは、地区の景観特性である石積み擁壁を用いるなど、良好な里山、集落景観の形成に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。 |  |  |
| ・既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景を行う。 |  |  |
| 垣・柵の構造 | ・敷地境界の垣・さく等は生垣や樹木とするように努める。なお、門、塀等による場合は、できる限り自然素材の採用を検討するとともに、自然素材以外の既成品を使用する場合は、形状や色彩（色彩等の基準を参考にする）に配慮し、良好な里山、集落景観の形成に努める。 |  |  |
| 附属建築物等 | ・蔵、倉庫、車庫等の附属建築物は、主屋の意匠との調和に配慮（屋根形状の整合、同種の自然素材の採用等）するとともに、敷際からの見え方（近景レベル）に配慮したデザインの検討に努める。 |  |  |
| ・既存の附属建築物の外観を修繕する場合で、主屋の意匠や周辺景観との調和への配慮に欠ける場合は、その修景に努める。 |  |  |
| 自動販売機 | 意匠 | ・敷地内や建築物等に隣接して自動販売機を設置、入れ替えする場合は、周辺景観から突出した印象にならないように、既存建築物や里山、集落景観との調和に配慮した色彩や囲いの採用に努める。 |  |  |
| 屋外広告物 | 全体 | ・屋外広告物（看板、広告幕及び広告塔等）の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、良好な里山・集落景観の形成に努める。 |  |  |
| 意匠 | ・色彩については、建築物等（外壁）に準ずる。 |  |  |
| ・周囲の景観特性に十分配慮し、まちなみの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 屋外広告物 | その他 | ・窓ガラスの屋内側に貼り付ける広告等も屋外広告物に準ずる。 |  |  |
| 太陽光発電設備等 | 位置 | ・主要な眺望点（景観ビューポイント）から各方位に展望できる周辺景観は重要な要素であることから、当該部分への設置は避ける。 |  |  |
| 色彩・形態・意匠 | ・太陽光モジュール（パネル）は、黒色又は濃紺色かつ低明度、低彩度とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 |  |  |
| ・太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように十分配慮する。 |  |  |
| ・太陽光発電以外の設備機器本体や太陽光モジュールを支持するフレームの色彩及びパワーコンディショナーや分電盤等の付帯設備は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 |  |  |
| ・事業区域の周囲から設備部分はできる限り後退させるとともに、敷際は植栽による修景を行う。 |  |  |
| ・事業区域の周囲にフェンス等を設置する場合は、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 |  |  |
| 土地・敷地 | 造成 | ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内の既存樹木、緑地等の保全に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。 |  |  |
| 建築物・工作物の位置 | ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 |  |  |
| ・地区内の建築物等による景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置に配慮する。 |  |  |
| ・里山眺望が遮断されないよう建築物・工作物等を配置する。 |  |  |
| ・建築物等の壁面線は、里山の山並みへの眺望確保やゆとりある集落景観の保全形成に配慮し、道路境界線や隣地境界線からできる限り後退する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 土地・敷地 | 敷地内緑化 | ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 |  |  |

②その他の行為

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 開発行為 | ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は保全に努める。 |  |  |
| ・主要な眺望点（景観ビューポイント）から各方位に展望できる山並み景観において、容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景に努める。 |  |  |